# フード・アクション・ちば推進パートナーロゴマーク利用案内

制定:平成22年12月13日 一部改正:平成25年 4月23日 一部改正:平成26年 2月26日 一部改正:平成26年 7月 8日 一部改正:平成27年 3月16日 一部改正:平成28年 3月25日 一部改正:平成29年 3月16日 一部改正:平成30年 3月12日 一部改正:平成31年 3月18日 一部改正:令和 6年12月11日

I フード・アクション・ちば推進パートナーロゴマークの位置付け

フード・アクション・ちば推進パートナーロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)は、フード・アクション・ちば推進パートナー(以下、「推進パートナー」という。)に登録いただいた企業・団体が、「千葉県産農林水産物の消費拡大と知名度向上というフード・アクション・ちば(以下、「本運動」という。)の趣旨に賛同し、趣旨に沿った活動を積極的に推進する」という意思を表明するためのマークです。

#### ○フード・アクション・ちばの趣旨に沿った活動

- 1 千葉県産農林水産物\*1 (以下、「県産農林水産物」という。) の生産を推進する
- 2 県産農林水産物を使用した商品の開発・生産を推進する
- 3 県産農林水産物、及びそれを使用した商品の販売を推進する
- 4 県産農林水産物、及びそれを使用した商品の消費拡大に関わるその他の活動 を行う

マークは、個別の商品やサービス及び企業・団体の活動における原材料の県産 農林水産物の比率が高いことや、商品・原材料の品質などを保証するためのもの ではないことに御留意願います。

# II ロゴマークの種類

ロゴマークは用途に応じ、事務局が認めた範囲内で利用できます。

ロゴマークデザイン
ロゴマークの一覧は別表のとおり。

# 2 用途

#### (1) 食品への利用

ロゴマークを、「食品関連の特定の商品(ただし、県産農林水産物を1以上含むものとする。\*\*2) やメニュー、その告知・販売・広報活動」に対して利用する場合です。

具体的には、以下のような食品・メニューについて、個別の包装やパッケージ等に利用する場合等が該当します。

なお、このロゴマークは、本運動の趣旨に賛同したことを示すものであり、特定の商品の原材料の県産比率の高さや品質等を保証するマークとしては利用できません。

食品関連の商品にロゴマークを利用する場合は、「このマークは、県産品の消費拡大に賛同した企業の商品に付けられている」旨、又は「このマークは商品の品質を保証するものではない」旨、ロゴマークと同一面上に記載してください。

(例)

- ① 県産農林水産物の生産を推進する商品・メニュー (米・野菜・魚等)
- ② 県産農林水産物を使用した加工品の開発・生産を推進する商品・メニュー(商店街等事業者、メーカー、PB商品)
- ③ 県産農林水産物及びそれを使用した加工品の販売を促進する商品・メニュー(流通・弁当事業者・旅館・ホテル・道の駅等)
- ④ 県産農林水産物及びそれを使用した加工品の消費拡大に関わるその他 の活動を行う商品・メニュー (消費拡大に関わる商品等)
- (2) シール、ちらし、のぼり、ポスター等広告への利用 ロゴマークを、「食品関連の特定のメニュー、その告知・販売・広告活動」以外に対して利用する場合です

(例)

- ① 企業・団体/事業の活動全体を示す告知ツール
- ② 食品関連以外の商品・広告・販売
- ③ イベント・フェア会場・売り場全体・名刺への印刷・企業・団体の事務 所内での表示・企業・団体の構成員とその家族、関係団体などへの啓発 活動、企業・団体ないでの食堂などでの表示など

# 3 許諾期間・許諾番号について

許諾期間は原則1月1日 $\sim$ 12月31日までです。新規申請の場合は、承認された日からその年の12月31日までとなります。

事務局が利用許可をしたロゴマークは、「F(フード・アクション・ちば) - (登録番号) - (枝番号)」のように許諾番号が付されます。原則として 1 商品につき 1 許諾番号が付与されます。

ただし、シールを作成し、複数の商品に貼付けてロゴマークを利用する場合は、例外として、複数の商品に同一の許諾番号が利用可能です。

4 ロゴマーク利用に必要な手続き

ロゴマークを利用する場合、前年の11月1日から 11月30日までの間に、ちば電子申請システム※で申し込んでください。

申込にあたり、使用者の基本情報や企画書(イメージ図等、使用方法がわかるもの)が必要となります。

※ちば電子申請システム URL ※URL 確定後記載

(新規の場合)

(継続の場合)

# III ロゴマーク利用上の注意

- 1 ロゴマークの利用や表現に当たっては、本利用案内及び「千葉県マスコット キャラクター「チーバくん」デザイン等取扱要領」に基づく遵守事項等を厳 格に遵守し、利用者の責任において十分注意願います。
- 2 本利用案内は、事務局により通知なく改定される場合があります。改定内容 についてはホームページ等でお知らせいたしますので確認ください。
- 3 以下のような利用は禁止します。
  - ① 同一商品又は同一広告に2以上の異なるロゴマークの利用
  - ② 個別の商品、企業・団体が提供するサービス及びその他の企業・団体活動の内容を保証すると誤認させるものとしての利用
  - ③ 法令や公序良俗に反すると認められるような利用
  - ④ 募金活動と関連付けての利用
  - ⑤ その他本運動の趣旨に反すると認められるような利用
- 4 ロゴマークの利用に関わるクレーム等には千葉県は一切責任を負いません。
- 5 ロゴマークの不適切な利用などに当たっての措置 利用者が、規約や利用案内に違反したと千葉県が認めた場合、また本運動の 趣旨に反するような行為や法令や公序良俗に反する行為を行ったと千葉県が 認めた場合など、千葉県が必要と認めた場合は次の措置を順次講ずることと します。
- (1) 是正のための改善要求
- (2) 警告
- (3) 推進パートナー登録の取消やロゴマーク使用許諾の取消
- (4) 企業名・団体名の公表
- (5) 訴訟

#### (附則)

この利用案内は、平成25年4月23日から施行し、同年5月1日から適用し

ます。

# (附則)

この利用案内は、平成26年2月26日から施行し、同年4月1日から適用します。

#### (附則)

この利用案内は、平成26年7月8日から施行し、同年8月1日から適用します。

## (附則)

この利用案内は、平成27年3月16日から施行し、同年4月1日から適用します。

#### (附則)

- 1 この利用案内は、平成28年3月25日から施行し、同年4月1日から適用します。
- 2 改正後のⅡ2(1)の規定は、この利用案内の施行の日以後に行われるⅢ3の規定による申込に係るロゴマークの利用から適用し、同日前に行われたⅡ3の規定による申込に係るロゴマークの利用については、なお従前の例によることとします。

# (附則)

この利用案内は、平成29年3月16日から施行し、適用します。 (附則)

この利用案内は、平成30年3月12日から施行し、適用します。 (附則)

この利用案内は、平成31年3月18日から施行し、適用します。 (附則)

この利用案内は、令和6年12月11日から施行し、適用します。

### (問合せ先)

#### $\mp 260-8667$

千葉県中央区市場町1番1号(千葉県農林水産部販売輸出戦略課内) フード・アクション・ちば推進事務局

メールアドレス: 2889hanbai@mz.pref.chiba.lg.jp

(電子申請システム URL) ※URL は確定後記載

- ・パートナー新規登録・変更 URL
- ・ロゴマーク新規登録・変更 URL
- ・ロゴマーク更新(継続使用登録) URL ※期間限定(毎年11月1日~30日に公開)

別表 (フード・アクション・ちば推進パートナーロゴマーク)

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	1 1	1 2
13	1 4	15	16
17	18	19	20



